

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和4年12月12日(2022.12.12)

【公開番号】特開2022-93730(P2022-93730A)
 【公開日】令和4年6月23日(2022.6.23)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-113
 【出願番号】特願2022-76884(P2022-76884)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【F I】
 A 6 3 F 7/02 3 1 6 A

10

【手続補正書】
 【提出日】令和4年12月2日(2022.12.2)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

本体枠と、前記本体枠に装着される遊技盤と、を備えた遊技機であって、
前記遊技盤は、遊技球が流下可能な遊技領域が形成される遊技板部と、該遊技板部の裏側に設けられる裏箱部と、該裏箱部の内方に設けられる内パーツ部と、を具備しており、
前記内パーツ部は、所定の装飾部と、該装飾部を支持する中間部とを有し、
前記裏箱部には、複数の孔部が形成されており、
前記複数の孔部には、前記中間部を取り付ける際に要する孔部だけでなく、当該遊技機の完成状態において未使用とされる孔部が含まれ、
さらに、前記裏箱部は透過性を有する部材で構成され、前記裏箱部を透して前記中間部

30

が視認可能とされる
 ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0002
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0002】

従来のパチンコ機等の遊技機では、遊技が行われる遊技領域内に、発光演出や可動演出等を実行可能な装飾体を設けたものが知られている(例えば、特許文献1)。この特許文献1の技術では、遊技領域が前方に設けられる遊技パネルの後側に箱枠状の裏箱が取付けられており、その裏箱内に装飾体が取付けられている。これにより、遊技パネルに裏箱を取付けるだけで、装飾体を所定位置に取付けることができる。

40

【手続補正3】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0003
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0003】

しかしながら、特許文献1のような従来の技術では、裏箱に装飾体(被固定部材)を配

50

置する位置が固定されるため、例えば、遊技機設計時における利便性が低いという問題があった。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【特許文献 1】特開 2010 - 213779 号公報

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、遊技機設計時における利便性を向上させることを課題とするものである

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

本体枠と、前記本体枠に装着される遊技盤と、を備えた遊技機であって、

前記遊技盤は、遊技球が流下可能な遊技領域が形成される遊技板部と、該遊技板部の裏

側に設けられる裏箱部と、該裏箱部の内方に設けられる内パーツ部と、を具備しており、

前記内パーツ部は、所定の装飾部と、該装飾部を支持する中間部とを有し、

前記裏箱部には、複数の孔部が形成されており、

前記複数の孔部には、前記中間部を取り付ける際に要する孔部だけでなく、当該遊技機の完成状態において未使用とされる孔部が含まれ、

さらに、前記裏箱部は透過性を有する部材で構成され、前記裏箱部を透して前記中間部が視認可能とされる

ことを特徴とする。

また、本発明とは異なった別の発明として、以下の手段を例示する。

手段 1：遊技機において、

「前方へ進退可能に設けられている扉体、該扉体を遊技の進行に応じて進退させる駆動手段、及び該駆動手段と前記扉体を保持しているケース、を有している扉ユニットと、

該扉ユニットの前記駆動手段により前記扉体が進退することで遊技媒体が通過して遊技媒体を検知可能となるように前記ケース外で少なくとも一部が該ケースよりも前方に設けられているセンサと

を具備している」ものであることを特徴とする。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

10

20

30

40

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

本発明によれば、遊技機設計時における利便性を向上させることができる。

10

20

30

40

50